

計画相談支援事業所への支援について

1 背景

児童発達支援等の利用者の増や、障害者の高齢化や障害の重度化に伴い、障害者本人やその家族の支援ニーズが複雑化するなど、計画相談支援事業所を必要とするケースが増えているが、相談支援専門員の不足により、希望者が利用できない場合がある。

2 事業概要

区内相談支援体制の充実を図るため、基準年度と比較して相談支援専門員または相談支援業務に従事する職員を増員するなど、計画相談に従事する時間を増やすとともに、人材育成を行う事業所に補助金を交付します。

(1) 交付対象

区内の指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所 11事業所(令和5年5月現在) ※基幹相談支援センターは除く

(2) 交付額

増員1名あたり最大10万円/月

※月20日×8時間=160時間増で10万円とし、勤務時間数に応じて交付。

※兼務職員の専任化など、計画相談への従事時間を増やした場合も交付対象とする。

(3) 事業期間

令和5年度～令和9年度

3 今後の予定

令和5年7月～ 周知(ホームページ・障害者地域自立支援協議会各部会での説明等)
事業開始